

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 広陵町長

審査請求人が、令和6年12月17日付けで提起した処分庁による保育所入所不承認処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（保育所入所不承認審査請求事件（令和6年度審査請求第1号）。以下「本件審査請求」という。）について、広陵町行政不服審査会に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年10月10日、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（現況）申請書兼入所（入園）申込書（保育児童台帳）に必要な書類を添えて、処分庁に提出した。
- 2 処分庁は、申込期日後に広陵町保育所入所選考等に関する要綱（平成26年11月広陵町告示第42号。以下「入所選考要綱」という。）に基づき、教育振興部長、こども局長、保育園長、認定こども園長、小規模保育事業所長及び主任児童委員で構成する広陵町保育所等入所判定委員会を開催し、利用調整を行った上で、審査請求人に対し、令和6年12月12日付け広こ第1291号、保育所入所不承認通知書により本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、令和6年12月17日、広陵町長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分を不服とし、本件処分の取消しをすべきと主張する。主張の理由は、以下のとおりである。

- (1) いかなる審査基準によって保育の利用の可否の審査をしているのか明らかでない。また、審査方法、審査手順が不透明である。
- (2) 保育の利用を不可とされると、保育を利用する権利を侵害され、保育の利用を可とされた児童との間に不平等が生じる。
- (3) 市町村は保育を必要とする児童を保育所において保育する義務がある。しかし、その義務を果たしていない。

2 処分庁の主張

上記審査請求人の主張に対し、それぞれ概ね以下のとおり弁明し、本件審査請求は棄却されるべきであると主張する。

- (1) 本件処分の基準として、入所選考要綱を制定し、事務所内に備え付け、及び町ホームページ上に掲載している。

また、入所判定における透明性及び公平性を担保するため、広陵町保育所等入所判定委員会設置要綱（平成25年10月広陵町告示第48号）を制定し、入所判定基準に基づき審議を行う広陵町保育所等入所判定委員会を設置しており、本件処分についても当該委員会の審議を経て行われたものである。

- (2) 本件処分については、複数の選択肢があるなかで、審査請求人が自ら申請した内容に基づく決定を行ったものであり、手続において保育を利用する権利の侵害には当たらず、不平等が生じるものではない。
- (3) 処分庁においては、保育施設を9園有しており、公立施設にあっては直接運営を行い、私立施設にあっては運営を委託した事業者等に対し適切な指導を行っている。保育所等の入所に関しては広域も含め利用調整を行い、令和7年度保育所等入所申込みにおいても、審査請求人の申込みと同じ0歳児の申込みに対し、62人の入所を、3歳児の申込みに対し22人の入所を決定している。本件処分は、審査請求人が特定保育施設のみを利用希望したことを理由とするところが大きく、入所選考要綱の基準に基づき保育を受ける必要性が高いと認められる児童を優先した結果によるものであるため、義務を果たしていないとの主張は当たらない。

第3 理由

1 本件処分に係る関係法令及び例規の規定について

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び広陵町行政手続条例（平成12年12月広陵町条例第8号）第5条において、行政庁は、許認可等の性質に照

らしてできる限り具体的な審査基準を定め、行政上特別の支障があるときを除き、申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない旨定めている。

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第3条の3において、市町村は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない旨定めている。

また、法第24条において、市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）により必要な保育を確保するため保育所等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、児童の利用の要請を行うよう規定されている。

加えて、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第24条において、市町村は、法第24条第3項の規定に基づき、保育所等の利用について調整を行う場合には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする旨規定されている。

2 争点及び判断

- (1) 審査基準が定められ、公にされていたか

上記で確認したように行政手続法第5条は、行政庁に対し、許認可等をするに当たりできる限り具体的な審査基準を定め、公にしておくことを求めており、本件処分は保育所への入所を不承認とする処分であるため、入所を希望する児童及びその保護者等について具体的な基準を設け、それを基にどのように入所決定が行われるかを定め、入所申込者がそれを見ることができることができたかどうかにより適法か否かを判断することとなる。

まず、審査基準について、処分庁は、本件処分の基準として入所選考要綱を制定しており、入所選考要綱第3条において保護者の就労、身体等の状況に係る基本指数と世帯の状況等に係る調整指数の合計により保育を必要とする程度を決定すること及びその程度が同じ場合における優先順位その他優先事項が定められており、入所申込者にとってどのように入所の決定が行われるかを了知し得る具体的なものであると認められる。

次に、審査基準が公にされていたかについて、行政手続法の趣旨は入所申込者に対し、審査基準を秘密にしないというものであつて、対外的に積極的に周知することまで義務付けるものではない。入所選考要綱は、保育所等入所申込書の提出先である処分庁の事務所に備え付けられ、町ホームページ上においても掲載さ

れており、入所申込者は、それを見ることができたため公にされていたと認められる。

したがって、審査基準等が明らかでないという主張は当たらない。

(2) 保育を利用する権利を侵害され、不平等が生じているか

本件処分については、審査請求人が希望する保育施設への兄弟姉妹同時入所が可能となる実施指数を満たさなかったため、複数の選択肢があるなかで、審査請求人が自ら申請した内容に基づく決定を行ったものであり、手続において権利の侵害には当たらず、不平等が生じるものではない。

(3) 町として保育を必要とする児童を保育する義務を果たしていたか

上記で確認したように法の規定は、市町村に児童が心身ともに健やかに育成されるよう、児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行い、保護者の労働等の事由によりその監護すべき児童が保育を必要とする場合においては、保育所等における保育を行う義務を課すものであるが、法第24条第3項に規定するように、保育の需要に応じるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足する場合においては、利用調整を行う旨規定していることから、法は、保育所等が不足することを予定していると解される。

したがって、法は、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用することを認めているのであって、保育の必要性がある場合に必ず保育を利用できるようにすることまで市町村に義務を課するものと解することはできず、市町村が整備した保育所等において保育することができなかつたとしても、それが直ちに法に違反するとはいえない。

処分庁は、保育施設として9園を整備し、保育所等の入所に関しては広域も含め利用調整を行い、令和7年度保育所等入所申込みにおいても、審査請求人の申込みと同じ0歳児の申込みに対し、62人の入所を、3歳児の申込みに対し22人の入所を決定している。本件処分は、入所申込みのあった児童の数が保育所等の定員を超過し、入所選考要綱に照らし保育を受ける必要性が高いと認められる児童を優先した結果によるものであって、違法又は不当な点は認められない。

また、入所選考要綱に定める審査基準は、保護者の就労、出産、疾病の状況等、世帯の状況及び同じ保育所に入所している兄弟姉妹の数等から保育の必要性を評価し、優先順位を付けるものであって、児童福祉法施行規則第24条に規定する保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するという法益に合致するものと認められ、これに基づきなされた本件処分は、適法なものである。また、本件処分は、審査請求人が特定保育施設のみを利用希望したことを理由とするところが大きく、義務を果たしていないという主張は当たらない。

第4 結論

第3 理由2のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

令和7年5月28日

審 査 庁 広陵町長 山 村 吉 由



（教示）

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、広陵町を被告として（訴訟において広陵町を代表する者は広陵町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、広陵町を被告として（訴訟において広陵町を代表する者は広陵町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると、裁決の取消しの訴え又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。